

○ 栃木県警察犯罪捜査規程（訓令）

平成12年8月23日

栃木県警察本部訓令第19号

（概要）

本訓令は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）に基づき、別に定めのあるものを除くほか、栃木県警察における犯罪捜査の指揮、運営等に関する事項を定めたものである。